

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準

特定接種（公務員）の報告対象に関する基準及び担当府省庁は、政府行動計画及びガイドラインに基づき、以下の表のとおりとする。

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 ※具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施 空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	厚生労働省
	動物検疫所職員	農林水産省
	入国管理局職員	法務省
	税関職員	財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	厚生労働省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	内閣官房
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	厚生労働省
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員 国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	内閣官房
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	内閣官房
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	内閣官房
令状発付に関する事務	裁判所職員	内閣官房
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	法務省

特定接種の対象となり得る職務	職種	担当府省庁
刑事施設等（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	内閣官房
	各府省庁職員	各府省庁

（注）

※1：裁判所職員に該当する公務員については、最高裁判所を報告主体とし、同裁判所を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同裁判所は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。

※2：警察職員に該当する公務員については、警察庁を報告主体とし、同庁を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同庁は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。

※3：消防職員、消防団員、都道府県の航空消防隊及び救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）に該当する公務員については、消防庁を報告主体とし、同庁を当該公務員の所属機関とみなして、本要領を適用する。ただし、接種実施医療機関との覚書の作成等を行う場合を除く。また、同庁は、厚生労働省から報告完了の連絡の通知があったときは、これを当該公務員の所属機関に通知する。